

第 17 回 富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会

日時：令和 2 年 8 月 26 日(水) 午後 2 時～

場所：富田林市役所 3 階 庁議室

会議次第

1. 開会

委員の紹介等

(資料1 P.1～3)

2. 富田林市交通等バリアフリー基本構想の概要説明

(資料2 P.4～12)

3. 近鉄川西駅のバリアフリー化整備の報告

(資料3 P.13～16)

4. 近鉄川西駅のバリアフリー化整備現地点検の報告

(資料4 P.17～27)

5. 特定事業計画等と進捗状況の報告

道路特定事業関係

・富田林土木事務所

(資料5 P.28～31)

6. その他

(1)「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正について (別添資料)

(2)その他

以上

富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

【委嘱期間:平成30年10月1日～令和2年9月30日】

設置要綱 第3条	氏名	所属・役職・経歴など
学識経験者	みほし あきひろ 三星 昭宏	近畿大学名誉教授(工学博士)
	かしもと ひろゆき 樫本 浩之	(社福)大阪府障害者福祉事業団 こんごう福祉センター長兼かなびのさと施設長
高齢者団体	わたなべ ひろみ 渡邊 ヒロミ	富田林市老人クラブ連合会 会長
障がい者団体	おかべ かずと 岡部 和人	富田林市身体障害者福祉協会 副会長
商工関係団体	かなたに よしひこ 金谷 義彦	富田林駅前大通商店会 会長
市民(50音順)	おばら つるみ 小原 鶴美	小金台
	きょうたに ゆいこ 京谷 ゆい子	富田林町
	たくわ あきお 宅和 昭夫	佐備
	てらさわ みつゆき 寺澤 光幸	高辺台
	にしだ たくし 西田 卓司	清水町
公共交通事業者	ますだ まさとし 増田 政俊	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 施設部 工務課長
	きたの ともひろ 北野 智洋	金剛自動車株式会社 運輸部次長
	いちかわ いさお 市川 功	近鉄バス株式会社 営業部 乗合営業課長
	なかの たかし 中野 崇	南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部 統括部 課長
道路管理者	おがた こういち 緒方 浩一	大阪府富田林土木事務所 維持保全課長
公安委員会	みやした よしみ 宮下 芳三	大阪府富田林警察署 交通課長
施設管理者等	たかい ともあき 高井 智朗	コノミヤ富田林店 副店長
富田林市	にしの もとひろ 西野 元啓	子育て福祉部長
	もりき かずゆき 森木 和幸	産業まちづくり部長
アドバイザー	かわぐち ひろゆき 川口 宏幸	近畿運輸局交通政策部 消費者行政・情報課長
アドバイザー	いわた ともじ 岩田 知二	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 主任専門員

富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

平成17年8月4日要綱第51号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び連絡調整を行う。

- (1) 移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想の案（以下「交通等バリアフリー基本構想」という。）の策定に関すること
- (2) 交通等バリアフリー基本構想の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) その他移動等円滑化の促進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障がい者団体を代表する者
- (4) 商工関係団体を代表する者
- (5) 市民
- (6) 公共交通事業者
- (7) 関係行政機関
- (8) 道路管理者
- (9) 公安委員会
- (10) 施設設置管理者等、特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (11) 富田林市

3 委員の任期は、2年とする。ただし、当初に委嘱又は任命した委員の任期途中で新たに委嘱又は任命した委員の任期は、当初に委嘱又は任命した委員の任期の満了する時までとする。

4 委員は、再任することができる。

(アドバイザー)

第3条の2 協議会に、専門的な見地から意見を聴取するため、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、交通等バリアフリー基本構想担当課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成18年要綱第105号）

(施行日)

1 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第3条第2項の規定により富田林市交通バリアフリー基本構想策定協議会の委員として委嘱し、又は任命されている者は、この要綱の施行の日に改正後の要綱第3条第2項の規定により富田林市交通等バリアフリー基本構想推進協議会委員として委嘱し、又は任命された委員とみなす。

附則（平成21年要綱第23号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成24年要綱第43号）

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。